

今後、特例貸付の償還が困難な方からの相談が区市等で増加することが予想されるため、生活困窮者への支援体制の強化を下記のとおり行う。

R4 四定補正予算

1 実施内容

① 新生活サポート事業【多重債務者生活再生事業】（弁護士による相談支援の拡充）

【目的】

今後、特例貸付の償還が困難な方の中には、多重債務を伴う事例の増加が予想されるため、区市等の自立相談支援機関窓口と連携した債務整理等の支援を強化する。

【取組内容】

新生活サポート支援事業において 現在、週に2日実施している弁護士による相談支援を拡充

弁護士相談の実施について

- ①令和5年1月まで
毎週火・木曜日の午前及び午後実施
- ②令和5年2月以降
上記に加え、毎週月・水・金曜日の午後実施
- ③令和5年4月以降 ※予定
毎週月曜日から金曜日の午前及び午後実施

② セーフティネット強化事業補助

【目的】

コロナ禍における物価高騰等の影響により生活に困窮される方々等の多様な支援ニーズに対応するとともに、その支援体制の強化に向けて、区市の取組を包括的に支援する。

【取組内容】

国の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用する区市に対し、都が交付を受けて行う間接補助事業に要する経費を計上するとともに、区市負担1/4となっているメニューについて、**区市負担分1/4を都が負担**

③ 自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業（専門相談ラインの拡充）

【目的】

今後、区市等の自立相談支援機関窓口において、特例貸付の償還が困難な方からの相談の増加が予想されるため、窓口で対応する相談担当者への助言等の機能を強化する。

【取組内容】

自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業において、現在、隔日（月、水、金）の午後実施している「支援者専用相談ライン」を拡充するとともに、区市等窓口へ出張相談や外国籍の方からの相談に対応する通訳派遣を実施

2 所要額

102,224千円

